

○調布市個人情報保護条例

平成27年12月16日条例第54号

改正

令和4年3月24日条例第3号

廃止 令和4年12月20日条例第29号

調布市個人情報保護条例

調布市個人情報保護条例（平成11年調布市条例第18号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関における個人情報の収集及び届出（第5条—第7条）

第3章 実施機関における個人情報の管理（第8条—第10条）

第4章 保有個人情報の利用及び提供（第11条—第13条）

第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第14条—第31条）

第6章 救済手続（第32条—第36条）

第7章 調布市個人情報保護審査会（第37条—第43条）

第8章 民間部門における個人情報の保護（第44条—第48条）

第9章 雜則（第49条—第51条）

第10章 罰則（第52条—第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する市民の権利を保障するとともに、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、もって市民の基本的人権を擁護し、公正な市政運営を図ることを目的とする。

（特定個人情報の取扱い）

第2条 特定個人情報の取扱いについて他の条例に特別の定めがあるときは、当該条例の定めるところによる。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審

査委員会及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別することができることとなるものをいう。

(3) 特定個人情報 調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第51号）第2条第2号に掲げる特定個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体（次に掲げる団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

ア 国

イ 独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

ウ 地方公共団体

（実施機関の責務）

第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人の基本的人権を尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第2章 実施機関における個人情報の収集及び届出

（収集の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合で、本人の同意があるとき、若しくは調布市個人情報保護審査会の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 思想、信教及び信条に関する個人情報
- (2) 社会的差別の原因となる個人情報
- (3) 犯罪に関する個人情報

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明又は事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することができないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又はその性質上本人から収集したのでは適正な執行に支障があると認められるとき。
- (7) 国、独立行政法人等又は他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- (8) 実施機関が事務の執行上必要と認めた場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たとき。

4 実施機関は、前項第4号又は第8号の規定により個人情報を収集したときは、本人にその旨を通知するものとする。ただし、調布市個人情報保護審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(保有個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務（以下「保有個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 保有個人情報取扱事務の名称

- (2) 保有個人情報を収集する目的
- (3) 記録の対象となる個人の範囲
- (4) 記録する保有個人情報の内容
- (5) 保有個人情報の管理責任者等
- (6) 保有個人情報の処理形態
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る保有個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(公表、閲覧等)

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項（以下「届出事項」という。）について、目録を作成して公表し、かつ、一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、調布市個人情報保護審査会に対し、届出事項の内容を報告するものとする。

第3章 実施機関における個人情報の管理

(適正管理)

第8条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成するため、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった保有個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

4 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を行うため、調布市保有個人情報保護管理責任者を置く。

(委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定により実施機関から個人情報取扱事務を受託したもの又は同項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者（以下「受託者等」という。）は、実施機関の許諾を得た場合に限り、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者は、受託者等とみなす。
- 4 第1項又は第2項の規定により個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するもの及び第1項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる実施機関は、当該委託又は当該管理に係る事務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、受託者等に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（受託者等の責務）

第10条 受託者等は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者等の事務（前条第1項又は第2項の規定により受託した事務及び前条第1項の規定により行う公の施設の管理に係る事務に限る。第52条において同じ。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 受託者等は、実施機関の求めがあったときは、個人情報の取扱状況について開示しなければならない。

第4章 保有個人情報の利用及び提供

（利用の制限）

第11条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲を超えた保有個人情報の実施機関内部又は実施機関相互における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 実施機関が事務の執行上必要と認めた場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たとき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により保有個人情報の目的外利用をしたときは、本

人にその旨を通知するものとする。ただし、調布市個人情報保護審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 実施機関は、目的外利用をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することができないようにしなければならない。

(外部提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報の市の実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、外部提供について準用する。

3 実施機関は、外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(オンライン結合の制限)

第13条 実施機関は、個人情報を処理するため、実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のもの（以下「接続先機関」という。）が管理する電子計算組織との通信回線を用いた結合（以下「オンライン結合」という。）をしてはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、調布市個人情報保護審査会の承認を得たときは、この限りでない。

2 実施機関は、オンライン結合をして個人情報の処理を行っている場合において、個人情報の漏えい又は不適切な利用のおそれがあると認めたときは、接続先機関に対して報告を求め、又は必要な調査を行わなければならない。

3 実施機関は、前項に規定する報告又は調査により、個人情報の漏えい又は不適切な利用があると認めたときは、直ちに個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

(開示を請求できる者)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求方法)

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証するためには必要な書類として実施機関が認めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定）

- 第16条** 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対し、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第20条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときの決定を含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、開示決定又は前項に規定する開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならぬ。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠の規定及び当該規定を適用する理由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬ。
- 5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報が含まれているときは、あらかじめ、これらのものの意見を聞くことができる。
- 6 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者（第14条第2項の規定により法定代理

人が開示請求をする場合にあっては、本人をいう。) 以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が必要と認める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該意見書（第33条第1項及び第34条において「反対意見書」という。）を提出したものに対し、開示決定後直ちに開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第17条 保有個人情報の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証するために必要な書類として実施機関が認めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録その他のものにあってはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該保有個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

（保有個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する保有個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報
- (3) 調査、争訟等に関する保有個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に

著しい支障が生ずるおそれがある情報

- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は他の実施機関等との間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- (6) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の利益に反すると認められる情報

(一部開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求できる者)

第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に事実の誤り又は不正確な内容があると認めたときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求方法)

第22条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実に合致することを証する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)

第23条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、第22条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有個人情報を訂正したうえで訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該通知書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第25条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報を訂正した場合において、必要があると認めたときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。

(利用停止を請求できる者)

第26条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、実施機関に対し、当該各号に定める当該保有個人情報に係る措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、第8条第3項の規定に違反して保有されているとき、又は第11条の規定に違反して利用されているとき 利用の停止又は消去

(2) 第12条の規定に違反して外部提供をされているとき 外部提供の停止

2 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求方法)

第27条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第28条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めたときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を利用する事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第29条 実施機関は、利用停止請求があつた日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第27条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該通知書にその理由を付記しなければならない。

4 第16条第3項及び第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(保有個人情報の利用の一時停止)

第30条 実施機関は、自己の保有個人情報の訂正請求又は利用停止請求があつたときは、訂正決定等又は利用停止決定等を行うまでの間は、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の

利用を一時停止するものとする。ただし、一時停止することにより、事務の適正な執行に支障の生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(手数料等)

第31条 この条例に基づく開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき保有個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第6章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第32条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問)

第33条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があった場合は、次の各号に掲げる場合を除き、調布市個人情報保護審査会に速やかに諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
(2) 裁決で、審査請求に係る開示請求の全部を認容して保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該審査請求に係る開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。），審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとする場合又は審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第34条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第35条 第16条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思表明をしている場合に限る。）

(苦情の処理)

第36条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第7章 調布市個人情報保護審査会

(調布市個人情報保護審査会)

第37条 第33条第1項又は調布市特定個人情報保護条例第32条第1項の規定による諮問を受けて審議するため、調布市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、審査会は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議するものとする。
- 3 審査会は、前2項の規定による審議を通じて必要があると認めたときは、個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審査会は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する委員6人以内をもって組織する。
- 5 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の調査権限)

第38条 審査会は、必要があると認めたときは、第33条第1項又は調布市特定個人情報保護条例第32条第1項の規定により諮問した実施機関（以下この章において「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めたときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人及び諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第39条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

（意見書等の提出）

第40条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものと除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出された意見書等の閲覧等）

第41条 審査請求人及び参加人は、審査会に対し、第38条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料又は電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（以下「閲覧又は複写」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めたときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。

（審議手続の非公開等）

第42条 審査会の行う審査請求に係る審議の手続は、公開しない。

2 審査会からの答申については、公開するものとする。

（規則への委任）

第43条 この章に定めるもののほか審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第8章 民間部門における個人情報の保護

(事業者の責務)

第44条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たってはその取扱いに適正を期し、個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(出資等法人の責務)

第45条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第46条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情処理のための措置)

第47条 市長は、個人情報の取扱いについて事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者等への支援)

第48条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第9章 雜則

(他の制度との調整)

第49条 第2条に規定するもののほか、他の法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正その他この条例の規定による手続に相当する手續が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）の規定は、保有個人情報の開示請求について適用しない。

(運用状況の公表)

第50条 市長は、毎年1回、各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第51条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

第10章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託者等の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報又は受託者等の事務に係る個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報について電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報又は受託者等の事務に係る個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条に規定する罪を犯した者に対しても適用する。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 第5章の規定は、前項本文に規定する日（以下「施行日」という。）以後の開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係るものについて適用し、施行日前の開示請求等に係るものについては、なお従前の例による。

3 施行日から附則第1項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間におけるこの条例の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る不服申立てについては、この条例による改正前の調布市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第6章及び第7章の規定を適用する。

4 第6章及び第7章の規定は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（改正前の条例の規定による開示等の決定を含む。）で、一部施行日以後の決定に係るものについて適用し、一部施

行日前の決定に係るものについては、なお従前の例による。

5 前2項の規定は、開示請求等（改正前の条例の規定による開示等の請求を含む。）に対する不作為について準用する。この場合において、附則第3項中「施行日から附則第1項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）の前日までの間」とあるのは「附則第1項ただし書に規定する日前」と、「この条例の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」とあるのは「開示請求等（改正前の条例の規定による開示等の請求を含む。）に対する不作為」と、前項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（改正前の条例の規定による開示等の決定を含む。）」とあるのは「開示請求等（改正前の条例の規定による開示等の請求を含む。）に対する不作為」と、「の決定」とあるのは「の請求」と読み替えるものとする。

（調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

6 調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

（調布市介護保険条例の一部改正）

7 調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（令和4年3月24日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第29号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（調布市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次の各号に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の調布市個人情報保護条例（以下この条において「廃止前の条例」という。）第4条第2項又は第10条第2項の規定によりその業務に關して知り得た廃止前の条例第3条第2号に規定する個人情報（以下この条において「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（1）この条例の施行の際現に廃止前の条例第3条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

- (2) この条例の施行前において旧実施機関が指定管理者に行わせることとした旧個人情報の取扱いに係る業務又は旧実施機関若しくは廃止前の条例第9条第2項に規定する受託者等（以下この条において「受託者等」という。）から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の条例第14条、第21条又は第26条の規定による請求がされた場合における廃止前の条例第3条第4号に規定する保有個人情報（以下この条において「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次の各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報又は受託者等の事務に係る旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報について電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報又は受託者等が保有していた受託者等の事務に係る旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項に規定する罪を犯した者に対しても適用する。
- 6 この条例の施行の際現に廃止前の条例第37条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する調布市個人情報保護審査会（以下この条において「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第5条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る廃止前の条例第37条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 施行日前に廃止前の条例第37条第1項又は第2項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、廃止前の条例に基づく調査審議については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(委任)

第8条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。